

医政発 0331 第 8 号
令和 5 年 3 月 31 日

各

〔	都道府県知事	〕 殿
	保健所設置市長	
	特別区長	
	地方厚生（支）局長	

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」等の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）の施行により、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が令和 5 年 4 月 1 日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。